

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製造オペレーターとして就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年頃から社内での嫌がらせ・パワハラが続き、課長に相談したが改善されなかったという。その後、同課長からも嫌がらせを受けようになり、それが休職まで続いたという。請求人は、Cクリニックに受診し、「自己臭恐怖症」と診断され、同月〇日、Dクリニックに転医し、「社会不安障害」と診断され、以後、複数の医療機関に受診し、それぞれ、「うつ状態」、「適応障害」、「抑うつ状態」、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日には、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見を妥当なもの判断する。

(3) 特別な出来事について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 特別な出来事以外の出来事について

請求人は、評価期間における業務による出来事として、①平成〇年〇月頃から有給休暇を取得する度に会社班長E（以下「E班長」という。）から暴言や退職強要を受けてきたこと、②平成〇年〇月〇日にFとの間でトラブルが生じ、会社から顛末書を書かされたこと、③同年〇月〇日に機械の設定ミスをして、生産ラインを〇時間停止させたこと及び④同年〇月頃に降格したこと等を主張

していることから、以下検討する。

ア 上記①の主張について、E班長は「請求人が有給休暇を使い切りそうになった時に、『有休も残り少ないけどどうなの。』、『交代勤務が嫌なの。』等と聞き、日勤の職場に代えてもらうなどの相談を係長にするようにとアドバイスをした。」旨述べているところ、F及びGが、「E班長は、請求人が急遽休んだことに関して叱責をしたことはないが、体調管理をするよう注意したことはあった。」旨述べている。

この点、請求人が、本件公開審理に際し、上記①の主張を裏付ける資料として提出した録音反訳書及びUSBメモリにおいては、平成〇年〇月〇日のE班長の発言として、「何やってんだよ、早く答えろよ。倒れるの、倒れるの、死ねば。別に何とも思わねえよ。」等との暴言が確認できる。当審査会としては、上記E班長らの申述には信ぴょう性がないと判断し、同事実については、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて検討した。しかし、同発言等が、業務指導としてはおよそ妥当といえないことは明らかであるが、同資料からは、請求人がこうした発言を受けるに至った経緯が明らかでなく、また、同発言等の背景には請求人の要望を聞くという意味も含まれていると推認し得ることから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」にとどまるものと判断する。

イ 上記②の主張については、会社関係者の各申述からみると、平成〇年〇月〇日に請求人が他部署への応援要請を断ったため、Fが請求人を無断欠勤扱いにしたという出来事があり、同出来事を契機として部署が混乱した結果、Fのみならず請求人も顛末書を書くことになるという事態に至ったものと考えられる。そこで、同事実を認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について責任を問われた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討するも、請求人にとって、不本意と感じられる顛末書を書かされたという事実はあるものの、その他降格や減給等の重いペナルティは課せられていないことから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断するものである。

ウ 上記③の主張については、会社関係者の各申述及び装置・品質異常発生報告書を精査すると、生産ラインが停止した原因は、請求人のミスによるもの

ではなく、パソコン自体の問題にあると考えられることから、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事として評価することはできず、請求人の同主張は採用することができない。

エ 上記④の主張については、一件記録を精査するも、請求人が降格した事実を客観的に裏付ける資料は見受けられず、採用することができない。

オ 上記アないしエから、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が1つであることから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。